

合意書

国立病院機構宮崎病院（以下、甲とする）と、保険薬局開設者（以下、乙とする）の保険薬局における甲の院外処方箋に係る薬剤師法第 23 条第 2 項、薬剤師法第 24 条、並びに保険医療機関及び保険医療担当規則第 20 条・21 条の取り扱いについて、下記の通り合意した。（詳細は別紙プロトコール参照）本合意に該当しない疑義は、現行のままとする。尚、乙は変更（詳細は別紙プロトコール参照）が生じた場合、また、合意を撤回する場合は、指定様式にて甲あて連絡する。また、甲は合意書が手交された保険薬局名を甲のホームページに掲載する。

記

《処方変更に関わる大原則》

- ①必ず、患者本人又は代諾者に十分な説明（適正な服用・使用方法、安定性、価格等）を行い、理解と同意を得た上で変更する。
- ②院外処方箋の「変更不可」欄にチェックがある場合は、処方薬を変更できない。
また、「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載、その他指示がある場合は、その指示に必ず従う。
- ③処方変更は、各医薬品の効能又は効果及び用法用量を遵守した変更とする。
- ④医薬品の有効性や品質が担保でき、体内動態を十分に考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ⑤麻薬は除く。

プロトコルの情報変更等に関しては、甲のホームページに掲載し、乙は新たな情報収集に努める。甲は原則、毎月情報を更新する。

西暦 年 月 日

(甲)

所在地 : 宮崎県児湯郡川南町大字川南 1 9 4 0 3 の 4

名称 : 国立病院機構 宮崎病院

代表者氏名 : 院長 宮尾 雄治 印

(乙)

(法人の場合は主たる事務所の所在地および名称)

所在地 :

法人名 :

開設者氏名 : 印

所在地 (保険薬局) :

保険薬局名称 :

管理薬剤師氏名 : 印

電話番号 :

F A X 番号 :

2024 年 7 月 1 日 作成